

兵庫県公報

平成31年3月29日 金曜日 第3092号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示	ページ
○ 昭和59年兵庫県告示第1017号（職員会館の使用料）の一部改正（職員課）	2
○ 有害興行の指定（青少年課）	5
○ 兵庫県保健医療計画（圏域版）の策定（医務課）	5
○ 県営土地改良事業の緊急耐震工事計画の決定及び関係書類の縦覧（農地整備課）	6
○ 国土調査の成果の認証（同）	6
○ 阪神間都市計画道路事業の事業計画の変更の認可（平成31年近畿地方整備局告示第29号） （道路街路課）	7
○ 阪神間都市計画道路事業の事業計画の変更認可（同）	8
○ 道路の区域の変更、供用開始等（道路保全課）	8
○ 道路の区域の変更及び供用開始（同）	8
○ 同 上（同）	9
○ 道路の区域の変更（同）	9
○ 道路の区域の変更及び在来道路の供用廃止（同）	9
○ 道路の区域の変更、供用開始等（同）	10
○ 道路の区域の決定及び供用開始（同）	10
○ 道路の区域の変更及び在来道路の供用廃止（同）	11
○ 車両制限令に基づく道路の指定（同）	11
○ 阪神間都市計画下水道事業の事業計画の変更認可（下水道課）	12
○ 同 上（同）	12
○ 宅地建物取引業法に基づく聴聞の実施（都市政策課）	12
○ 兵庫県土地利用基本計画の変更（同）	13
○ 平成14年兵庫県告示第531号（緑豊かな地域環境の形成に関する条例に基づく整備計画の認定）の一部改正（同）	13
○ 平成22年兵庫県告示第877号（安志北の台地区整備計画の認定）の一部改正（同）	13
○ 土地区画整理組合の理事の氏名等の届出（市街地整備課）	13
○ 土地区画整理組合の事業計画の変更認可（同）	14
○ 同 上（同）	14
○ 西播都市計画公園事業の事業計画の変更認可（公園緑地課）	14
公 告	
○ 落札者等の公示（産業政策課）	15
○ 工場立地促進地区の指定及び解除（新産業課）	15
○ 海洋生物資源の保存及び管理に関する兵庫県計画の変更（水産課）	16
○ 海洋生物資源の保存及び管理に関する兵庫県計画の1の別に定めるくろまぐろについて（同）	17
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（建築指導課）	19
○ 同 上（同）	20
○ 同 上（同）	20
教育委員会告示	
○ 昭和49年兵庫県教育委員会告示第3号（兵庫県教科用図書採択地区）の一部改正	20
○ 兵庫県指定史跡名勝天然記念物の指定の解除	21
教育長訓令	
○ 教育財産等の取得、管理及び処分に関する規程の一部を改正する訓令	21
公安委員会告示	
○ 指定講習機関の特定講習の廃止	21

告 示

兵庫県告示第308号

昭和59年兵庫県告示第1017号(職員会館の使用料)の一部を次のように改正し、平成31年10月1日から施行する。

平成31年3月29日

兵庫県知事 井戸敏三

職員会館と職員福利センターの表を次のように改める。

職員会館

施設名	使 用 料					
	9時から 12時まで	13時から 17時まで	18時から 21時まで	9時から 17時まで	13時から 21時まで	9時から 21時まで
特別会議室	円 18,000	円 23,900	円 18,000	円 41,900	円 41,900	円 59,900
ホー ル	11,200	14,600	11,200	25,800	25,800	37,000
サークル室 203	3,600	4,600	3,600	8,100	8,100	11,700
同 204	3,000	4,100	3,000	7,000	7,000	10,000
同 205	3,000	4,100	3,000	7,000	7,000	10,000
同 206	3,000	4,100	3,000	7,000	7,000	10,000
同 502	2,900	3,600	2,900	6,400	6,400	9,300
和 室 207	3,200	4,500	3,200	7,600	7,600	10,800
同 208	3,000	3,700	3,000	6,600	6,600	9,600
同 209	1,600	2,200	1,600	3,900	3,900	5,600
茶 室	8,300	10,900	8,300	19,100	19,100	27,400
武 道 館	1,700	3,100	1,700	4,800	4,800	6,600
体 育 館	4,200	5,600	4,200	9,800	9,800	14,000
トレーニング室	1人1回 400円					
駐 車 場	30分につき 200円 月 極 36,700円 30分未満は30分とする。					

付属設備

品名	単位	使用料
ピアノ	1回	円 3,400
エレクトーン	1回	3,400
カラオケ	1回	3,200

加古川職員福利センター

施設名	使 用 料					
	9時から 12時まで	13時から 17時まで	18時から 21時まで	9時から 17時まで	13時から 21時まで	9時から 21時まで
多目的室 1	円 1,200	円 1,600	円 1,200	円 3,000	円 3,000	円 4,200
同 2	1,200	1,600	1,200	3,000	3,000	4,200
サークル室 1	1,300	1,700	1,300	3,200	3,200	4,500
同 2	1,200	1,600	1,200	3,000	3,000	4,200
和室 1	400	600	400	1,000	1,000	1,400
同 2	400	600	400	1,000	1,000	1,400
トレーニング室	1人1回 200円					

姫路職員福利センター

施設名	使 用 料					
	9時から 12時まで	13時から 17時まで	18時から 21時まで	9時から 17時まで	13時から 21時まで	9時から 21時まで
多目的ホール	円 4,200	円 5,700	円 4,200	円 9,900	円 9,900	円 14,100
サークル室	1,200	1,700	1,200	3,100	3,100	4,300
視聴覚室	3,000	4,000	3,000	6,900	6,900	9,900
和室 1	500	700	500	1,200	1,200	1,700
同 2	500	700	500	1,200	1,200	1,700
トレーニング室	1人1回 300円					

西播磨職員福利センター

施設名	使 用 料					
	9時から 12時まで	13時から 17時まで	18時から 21時まで	9時から 17時まで	13時から 21時まで	9時から 21時まで
サークル室 1	円 1,200	円 1,600	円 1,200	円 3,000	円 3,000	円 4,200
同 2	1,200	1,600	1,200	3,000	3,000	4,200
和室	600	800	600	1,400	1,400	2,100
トレーニング室	1人1回 200円					

豊岡職員福利センター

施 設 名	使 用 料					
	9時から 12時まで	13時から 17時まで	18時から 21時まで	9時から 17時まで	13時から 21時まで	9時から 21時まで
多目的ホール	円 1,600	円 2,300	円 1,600	円 4,000	円 4,000	円 5,700
サークル室 1	700	900	700	1,600	1,600	2,400
同 2	1,000	1,300	1,000	2,400	2,400	3,500
和 室 1	300	400	300	700	700	1,000
同 2	400	600	400	1,000	1,000	1,400
トレーニング室	1人1回 200円					

柏原職員福利センター

施 設 名	使 用 料					
	9時から 12時まで	13時から 17時まで	18時から 21時まで	9時から 17時まで	13時から 21時まで	9時から 21時まで
多目的ホール	円 1,300	円 1,900	円 1,300	円 3,300	円 3,300	円 4,600
サークル室 1	1,100	1,500	1,100	2,800	2,800	3,900
同 2	1,200	1,600	1,200	3,000	3,000	4,200
和 室 1	400	600	400	1,000	1,000	1,400
同 2	400	600	400	1,000	1,000	1,400
トレーニング室	1人1回 200円					

洲本職員福利センター

施 設 名	使 用 料					
	9時から 12時まで	13時から 17時まで	18時から 21時まで	9時から 17時まで	13時から 21時まで	9時から 21時まで
多目的ホール 1	円 1,600	円 2,200	円 1,600	円 3,900	円 3,900	円 5,500
同 2	1,700	2,400	1,700	4,200	4,200	5,900
サークル室 1	1,300	1,900	1,300	3,300	3,300	4,600
同 2	1,600	2,200	1,600	3,900	3,900	5,500
和 室 1	400	600	400	1,000	1,000	1,400
同 2	300	400	300	700	700	1,000
トレーニング室	1人1回 200円					

附 則

この告示の施行日の前に使用の許可を受けた者に係る使用料の額については、改正後の昭和59年兵庫県告示

第1017号(職員会館の使用料)の規定にかかわらず、なお従前の例による。



兵庫県告示第309号

青少年愛護条例（昭和38年兵庫県条例第17号）第11条第1項の規定により、有害興行として次のものを指定する。

平成31年 3月29日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

指定理由	著しく性的感情を刺激し、著しく粗暴性若しくは残忍性を助長し、著しく恐怖心を与え、又は犯罪若しくは自殺を誘発し、若しくは助長する描写、音声などが多く、青少年に観覧させることは、その健全な育成を阻害するものと認める。	
種 別	名 称	制作・配給会社
映 画	牝と淫獣 お尻でクラクラ	オーピー映画
同	アンダー・ユア・ベッド	KADOKAWA
同	濡れた愛情 ふしだらに暖めて	オーピー映画
同	セールスレディ ホットな愛蜜	新東宝映像
同	ホロ酔いの情事 秘め事は神頼み	オーピー映画
同	ラストタンゴ・イン・パリ [4Kデジタル・リマスター版] (原題) LAST TANGO IN PARIS	コピアポア・フィルム



兵庫県告示第310号

平成30年兵庫県告示第375号（兵庫県保健医療計画）の一部を次のとおり変更する。

変更した計画の詳細は、兵庫県健康福祉部健康局医務課及び各健康福祉事務所に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成31年 3月29日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

変更の内容

「兵庫県保健医療計画（圏域版）」を次のとおり定める。

兵庫県保健医療計画（圏域版）（概要）

第1部 保健医療計画（圏域版）の策定

第2部 各圏域の計画

各圏域の特色のある計画内容

- 1 神戸圏域
- 2 阪神圏域
- 3 東播磨圏域
- 4 北播磨圏域
- 5 播磨姫路圏域
- 6 但馬圏域
- 7 丹波圏域
- 8 淡路圏域

第3部 計画の推進と進行管理



兵庫県告示第311号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の4第1項の規定により、次の県営土地改良事業を行うため、緊急耐震工事計画を平成31年3月14日に定めたので、緊急耐震工事計画書の写しを縦覧に供する。

この計画について不服がある場合には、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、兵庫県知事に対して審査請求をすること、及びこの計画を定めたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、神戸地方裁判所に対し、兵庫県を被告として、この計画の取消しの訴えを提起することができる。

なお、審査請求のみをした場合には、この計画の取消しの訴えは、その審査請求に係る裁決書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

平成31年3月29日

兵庫県知事 井戸敏三

事業名	地区名	縦覧の期間	縦覧の場所
農村地域防災減災事業	イルスミ池地区	平成31年3月29日から 同 年4月18日まで	三木市役所



兵庫県告示第312号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

平成31年3月29日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 (1) 調査を行った者の名称
丹波市森林組合
- (2) 調査を行った期間
平成27年6月から平成30年1月まで
- (3) 成果の名称
丹波市（市島町勅使、東勅使の各一部）の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域
丹波市市島町勅使及び市島町東勅使の各一部
- (5) 認証年月日
平成31年3月14日
- 2 (1) 調査を行った者の名称
丹波市森林組合
- (2) 調査を行った期間
平成27年6月から平成30年1月まで
- (3) 成果の名称
丹波市市島町酒梨及び与戸の各一部の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域
丹波市市島町酒梨及び市島町与戸の各一部
- (5) 認証年月日
平成31年3月14日
- 3 (1) 調査を行った者の名称
南あわじ市
- (2) 調査を行った期間
平成27年6月から平成29年3月まで
- (3) 成果の名称
南あわじ市委文長田の一部（倭文長田1）の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域
南あわじ市委文長田の一部

- (5) 認証年月日
平成31年 3月14日
- 4 (1) 調査を行った者の名称
南あわじ市
- (2) 調査を行った期間
平成28年 6月から平成30年 3月まで
- (3) 成果の名称
南あわじ市倭文長田の一部（倭文長田 2）の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域
南あわじ市倭文長田の一部
- (5) 認証年月日
平成31年 3月14日
- 5 (1) 調査を行った者の名称
丹波ひかみ森林組合
- (2) 調査を行った期間
平成27年10月から平成30年 2月まで
- (3) 成果の名称
丹波市氷上町三原の一部の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域
丹波市氷上町三原の一部
- (5) 認証年月日
平成31年 3月14日
- 6 (1) 調査を行った者の名称
南あわじ市
- (2) 調査を行った期間
平成26年 8月から平成28年 3月まで
- (3) 成果の名称
南あわじ市阿那賀の一部（阿那賀 4）の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域
南あわじ市阿那賀の一部
- (5) 認証年月日
平成31年 3月14日



兵庫県告示第313号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第 2 項において準用する同法第62条第 1 項の規定により、阪神間都市計画道路事業の事業計画の変更の認可の告示（平成31年近畿地方整備局告示第29号）があったので、同法第66条の規定により、次のとおり公告する。

平成31年 3月29日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 都市計画事業の種類及び名称
阪神間都市計画道路事業
3. 4. 81号尼崎宝塚線
- 2 施行者の名称
兵庫県
- 3 事務所の所在地
神戸市中央区下山手通 5 丁目10番 1 号
- 4 事業地の所在
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分

なし



兵庫県告示第314号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可したので、同法第62条第1項の規定により告示する。

平成31年 3月29日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 施行者の名称
尼崎市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
阪神間都市計画道路事業
3.4.614号 園田豊中線
- 3 事業施行期間
昭和58年 3月25日から平成34年 3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
なし



兵庫県告示第315号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成31年 3月29日から供用を開始し、在来道路の供用を廃止する。

その関係図面は、平成31年 3月29日から 2週間、阪神北県民局宝塚土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成31年 3月29日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道路の種類 路線名	道 路 の 区 域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
国道 1 7 6 号	宝塚市平井6丁目101番1から 同 市雲雀丘4丁目70番まで	旧	6.0から 18.0まで	472.0	
		新	12.0から 25.0まで	472.0	



兵庫県告示第316号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成31年 3月29日から供用を開始する。

その関係図面は、平成31年 3月29日から 2週間、阪神北県民局宝塚土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成31年 3月29日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道路の種類 路線名	道 路 の 区 域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考

国道 1 7 6 号	三田市藍本字廣畑2409番2から 同 市藍本字戸手4357番まで	旧	8.0から 14.0まで	245.0	
	三田市藍本字廣畑2409番1から 同 市藍本字戸手4357番まで	新	10.0から 23.0まで	245.0	



兵庫県告示第317号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成31年3月29日から供用を開始する。

その関係図面は、平成31年3月29日から2週間、北播磨県民局加東土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成31年3月29日

兵庫県知事 井戸敏三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 豊 富 北 条 線	加西市坂元町字舞台344番1から 同 市市村町字狭間131番1まで	旧	6.0から 8.0まで	300.0	
		新	7.0から 36.0まで	300.0	



兵庫県告示第318号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成31年3月29日から2週間、西播磨県民局光都土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成31年3月29日

兵庫県知事 井戸敏三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 赤 穂 佐 伯 線	赤穂市西有年字中ノ谷2999番50から 赤穂郡上郡町竹万字木ノ目谷1039番4まで	旧	6.0から 19.0まで	938.0	
		新	6.0から 19.0まで 10.0から 32.0まで	938.0 923.0	予定地



兵庫県告示第319号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成31年4月1日から在来道路の供用を廃止する。

その関係図面は、平成31年3月29日から2週間、阪神北県民局宝塚土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成31年3月29日

兵庫県知事 井戸敏三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 寺本川西線	宝塚市山本野里2丁目104番10から 同 市山本野里2丁目60番1まで	旧	3.0から 15.0まで 5.0から 27.0まで	460.0 655.0	
		新	3.0から 15.0まで	460.0	



兵庫県告示第320号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成31年3月31日から供用を開始し、在来道路の供用を廃止する。

その関係図面は、平成31年3月29日から2週間、阪神北県民局宝塚土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成31年3月29日

兵庫県知事 井戸敏三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 川西篠山線	川西市西多田1丁目975番から 同 市多田院西1丁目301番1まで	旧	7.0から 17.0まで	315.0	
		新	10.0から 24.0まで	315.0	
県道 川西篠山線	川西市多田院西2丁目11番1から 同 市多田院西2丁目30番1まで	旧	9.0から 21.0まで	138.0	
		新	9.0から 14.0まで	138.0	



兵庫県告示第321号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように決定し、平成31年4月1日から供用を開始する。

その関係図面は、平成31年3月29日から2週間、阪神北県民局宝塚土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成31年3月29日

兵庫県知事 井戸敏三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 切畑多田院線	川西市多田院西2丁目48番から 同 市多田院西2丁目30番1まで	新	10.0から 25.0まで	178.0	終点 変更

兵庫県告示第322号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成31年4月1日から在来道路の供用を廃止する。

その関係図面は、平成31年3月29日から2週間、阪神北県民局宝塚土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成31年3月29日

兵庫県知事 井戸敏三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 川西篠山線	川西市西多田1丁目893番から 同市石道字西ヶ峰10番1まで	旧	4.0から 41.0まで	4,328.0	

兵庫県告示第323号

車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項第3号の規定に基づき、通行する車両の高さの最高限度が4.1メートルである道路を次のとおり指定し、併せて、同令第10条第1項の規定に基づき、当該道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両の通行方法を次のとおり定める。

平成31年3月29日

兵庫県知事 井戸敏三

1 指定する道路の路線名及び区間

路線名	区 間
県道 大沢西宮線	西宮市山口町上山口1丁目799番2から 同市山口町中野字下奥畑61番1まで
県道 有馬山口線	西宮市山口町中野3丁目87番から 同市山口町中野字下奥畑61番1まで
国道 176号	川西市加茂6丁目13番10から 同市加茂6丁目199番1まで

2 指定する期日

平成31年4月1日

3 通行方法

前記1の道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならない。

(1) 走行位置の指定

トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵すおそれがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に入入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識や樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。

(2) 後方警戒措置

後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横寸法0.23メートル以上、縦寸法0.12メートル以上（又は横寸法0.12メートル以上、縦寸法0.23メートル以上）の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を、車両の後方の見やすい箇所に掲げること。

(3) 道路情報の収集

道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認の上走行すること。



兵庫県告示第324号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成31年 3月29日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 施行者の名称
西宮市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
阪神間都市計画下水道事業西宮市公共下水道
- 3 事業施行期間
変更前 昭和33年 4月 1日から平成31年 3月31日まで
変更後 昭和33年 4月 1日から平成37年 3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
変更なし



兵庫県告示第325号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成31年 3月29日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 施行者の名称
川西市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
阪神間都市計画下水道事業川西市公共下水道
- 3 事業施行期間
変更前 昭和43年12月28日から平成31年 3月31日まで
変更後 昭和43年12月28日から平成37年 3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
変更なし



兵庫県告示第326号

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第69条第1項の規定により、次のとおり聴聞を行う旨北播磨県民局長から報告があった。

平成31年 3月29日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 日時
平成31年 5月15日（水）午後 2時から午後 3時まで
- 2 場所
加東市社字西柿1075—2 兵庫県社総合庁舎本館 3階302会議室
- 3 被聴聞者
商号又は名称 タカハシ不動産株式会社

代表者氏名 高橋 克郎
 事務所所在地 西脇市野村町1041
 免許番号 兵庫県知事(6)第350294号
 免許年月日 平成30年2月20日



兵庫県告示第327号

国土利用計画法(昭和49年法律第92号)第9条第1項の規定により定めた兵庫県土地利用基本計画を変更したので、当該変更に係る図書を兵庫県県土整備部まちづくり局都市政策課土地対策室、各県民局土木事務所まちづくり建築課及び中播磨県民センター姫路土木事務所まちづくり建築課において縦覧に供する。

平成31年3月29日

兵庫県知事 井戸 敏 三

- 1 変更に係る事項
兵庫県土地利用基本計画図の一部の変更
- 2 変更に係る区域

地域名	変更に係る市町
農業地域	神戸市及び小野市の各一部
森林地域	姫路市、洲本市、宝塚市、小野市、三田市、加西市、美方郡香美町及び美方郡新温泉町の各一部



兵庫県告示第328号

平成14年兵庫県告示第531号(緑豊かな地域環境の形成に関する条例に基づく整備計画の認定)の一部を次のように改正し、平成31年4月1日から施行する。

平成31年3月29日

兵庫県知事 井戸 敏 三

4中「兵庫県県土整備部まちづくり局建築指導課及び丹波県民局県土整備部まちづくり推進課並びに氷上郡氷上町企画財政課」を「兵庫県庁、丹波県民局及び丹波市役所」に改める。



兵庫県告示第329号

平成22年兵庫県告示第877号(安志北の台地区整備計画の認定)の一部を次のように改正し、平成31年4月1日から施行する。

平成31年3月29日

兵庫県知事 井戸 敏 三

4中「中播磨県民局」を「中播磨県民センター」に改める。



兵庫県告示第330号

土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第29条第1項の規定により、加東市天神東掬鹿谷土地区画整理組合から次のとおり理事の氏名等の届出があった。

平成31年3月29日

兵庫県知事 井戸 敏 三

- 1 組合の名称及び事務所の所在地並びに設立認可の年月日
 組 合 の 名 称 加東市天神東掬鹿谷土地区画整理組合
 事務所の所在地 加東市社50番地(加東市役所内)
 設立認可の年月日 平成20年2月20日
- 2 届出の内容
 氏 名 住 所

退任理事	藤 原 利 之	加東市天神446番地 1
新任理事	湖 内 克 利	加東市天神478番地



兵庫県告示第331号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定により、加東市天神東掬鹿谷土地区画整理組合の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成31年 3月29日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 組合の名称及び事務所の所在地並びに設立認可の年月日
組 合 の 名 称 加東市天神東掬鹿谷土地区画整理組合
事務所の所在地 加東市社50番地（加東市役所内）
設立認可の年月日 平成20年 2月20日
- 2 事業計画の変更の内容
事業施行期間
変更前 平成20年 3月 4日から平成31年 3月31日まで
変更後 平成20年 3月 4日から平成34年 3月31日まで
- 3 変更認可の年月日
平成31年 3月29日



兵庫県告示第332号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定により、赤穂市野中・砂子土地区画整理組合の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成31年 3月29日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 組合の名称及び事務所の所在地並びに設立認可の年月日
組 合 の 名 称 赤穂市野中・砂子土地区画整理組合
事務所の所在地 赤穂市加里屋81番地（赤穂市役所内）
設立認可の年月日 平成17年 2月 2日
- 2 事業計画の変更の内容
事業施行期間
変更前 平成17年 2月15日から平成35年 3月31日まで
変更後 平成17年 2月15日から平成40年 3月31日まで
- 3 変更認可の年月日
平成31年 3月29日



兵庫県告示第333号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成31年 3月29日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 施行者の名称
赤穂市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
西播都市計画公園事業
5.5.201号 赤穂城跡公園
- 3 事業施行期間
昭和50年 6月27日から平成42年 3月31日まで
- 4 事業地

- (1) 収用の部分
変更なし
- (2) 使用の部分
変更なし

公 告

落札者等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。

平成31年 3月29日

契約担当者

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
県立ものづくり大学校ほか12施設で使用する電気 予定数量3,902,239キロワット時／年
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
兵庫県産業労働部政策労働局産業政策課 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
- 3 落札者を決定した日
平成31年 1月24日
- 4 落札者の名称及び住所
関西電力株式会社 大阪市北区中之島3丁目6番16号
- 5 落札金額（税抜）
53,760,058円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告をした日
平成30年12月11日



工場立地促進地区の指定及び解除

産業立地の促進による経済及び雇用の活性化に関する条例（平成14年兵庫県条例第20号）第5条第3項の規定により、次のとおり拠点地区を指定したので、同条第4項の規定により公表する。

また、産業立地の促進に関する基本指針第1の3(3)の規定により、次のとおり指定拠点地区を解除したので、公表する。

平成31年 3月29日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定した拠点地区
 - (1) 拠点地区の種別
工場立地促進地区
 - (2) 指定の申出をした市町長
加西市長
 - (3) 指定の申出に係る地区の名称、区域及び面積
加西インター産業団地工場立地促進地区
加西市殿原町、中富町及び越水町の各一部 29.6ヘクタール
 - (4) 指定日
平成31年 3月29日
- 2 解除した拠点地区
 - (1) 拠点地区の種別
産業集積促進地区
 - (2) 解除の申出をした市町長
篠山市長
 - (3) 解除の申出に係る地区の名称、区域及び面積

篠山東部産業集積促進地区

篠山市藤の木、小野奥谷、安田及び小野新の各一部 5.7ヘクタール

(4) 解除日

平成31年 3月29日



海洋生物資源の保存及び管理に関する兵庫県計画の変更

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号）第4条第7項及び第8項の規定により、海洋生物資源の保存及び管理に関する兵庫県計画を平成31年4月1日から次のとおり変更する。

平成31年 3月29日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

海洋生物資源の保存及び管理に関する兵庫県計画

1 海洋生物資源の保存及び管理に関する方針

本県は、南北に気象・海況の異なる瀬戸内海と日本海に面しており、古くから多種多様な漁業が営まれている。

気候が温暖で、漁場に富む瀬戸内海では、小型機船底びき網、船びき網、中型まき網、刺網、一本釣などの多様な漁船漁業と、のり・わかめ、かき等の養殖業が営まれ、都市近郊型の沿岸漁業地帯を形成している。近年の漁業生産量は、いかなごやしらすの生産量の変動に大きく影響されるものの4万トン前後で推移しているが、かれい類、あなご類、えび類は減少傾向にある。

冬季の風浪が厳しく、浅海域の少ない日本海では、沖合底びき網、べにずわいがにかご漁業等の沖合漁業を中心に、10トン未満の小型船によるいか釣りや定置網等の沿岸漁業も活発に行われ、全国的にも有数の漁船漁業地帯を形成している。平成10年以降、漁業生産量は1万7千トン前後で推移していたが、平成21年以降は1万3千トン台となった。一時は300トンまで減少していたずわいがにの生産量は1千トンを上回り、べにずわいがにの生産量も安定しているが、全体の生産量は減少傾向にあり、特にするめいかなどのいか類の生産量が減少している。

このような状況の中、本県においては資源管理型漁業の推進を水産業振興の最重点方策に位置付け、栽培漁業の推進、沿岸・沖合域の漁場の整備、漁業者自らの手による資源管理の啓発などの施策を展開するとともに、操業隻数、操業期間及び操業区域の制限などの漁業の管理措置を行ってきたところである。

今後は一層海洋生物資源の保存管理を進めていくために、基本計画により決定された第1種及び第2種特定海洋生物資源の都道府県別の数量について、採捕実績及び操業実績の的確な把握に努めるとともに、県立農林水産技術総合センター水産技術センターを中心とし、国及び関係府県並びに関係漁業者と連携して、海洋生物資源に係る資源調査の充実強化を図るなど、適切な管理措置を講ずることとする。

さらに、第1種及び第2種特定海洋生物資源以外の海洋生物資源についても、引き続き資源管理を行うため、従来からの資源管理型漁業を推進するとともに、兵庫県資源管理指針に基づいた取組を関係漁業者の意見を十分に尊重し実施していく。

なお、くろまぐろについては別に定める。

2 第1種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について本県に定められた数量に関する事項

(1) 第1種特定海洋生物資源の平成30年の知事管理量は次のとおりである。なお、まいわし及びするめいかについては資源に対する漁獲圧が小さいことから、数量を明示しない。

魚 種	管理の対象となる期間	数 量
まあじ	平成30年1月から平成30年12月まで	若干
まいわし	平成30年1月から平成30年12月まで	
まさば及びごまさば	平成30年7月から平成31年6月まで	若干
するめいか	平成30年4月から平成31年3月まで	

(2) 第1種特定海洋生物資源の平成31年の知事管理量は次のとおりである。なお、まいわし及びするめいかについては資源に対する漁獲圧が小さいことから、数量を明示しない。

魚 種	管理の対象となる期間	数 量
まあじ	平成31年 1月から平成31年12月まで	若干
まいわし	平成31年 1月から平成31年12月まで	
まさば及びごまさば	平成31年 7月から平成32年 6月まで	(注釈)
するめいか	平成31年 4月から平成32年 3月まで	

(注釈) まさば及びごまさばについては、管理の対象となる期間が開始するまでに設定する。

3 第1種特定海洋生物資源知事管理量に関し実施すべき施策に関する事項

- (1) まあじ、まいわし並びにまさば及びごまさばが関係する主たる漁業は、中型まき網漁業及び定置漁業権に基づく定置漁業（以下「定置漁業」という。）であるが、中型まき網漁業については、現在の漁業許可隻数以上の許可を行わないこととする。

定置漁業についても、漁業権の切替及び設定に当たって現在の統数及び規模を維持することとする。

また、まあじについては、瀬戸内海の小型機船底びき網漁業についても漁獲量が多いので、これについても現状程度の許可隻数を維持することとする。

- (2) するめいかに関係する主たる漁業は、5トン未満の沿岸いか釣漁業であるが、海区漁業調整委員会指示による規制措置を維持することとする。
- (3) これらの結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努めるものとする。

4 第2種特定海洋生物資源ごとの漁獲努力可能量について本県に定められた量に関する事項

第2種特定海洋生物資源の平成31年の知事管理努力量は次のとおりである。

魚 種	採捕の種類	海 域	管理の対象となる期間	漁獲努力量 (隻日)
さわら	はなつぎ網漁業	瀬戸内海	平成31年 5月 6日から 平成31年 6月15日まで	2,020
	刺網漁業 (さわら流し網漁業)	瀬戸内海	平成31年 4月20日から 平成31年 6月15日まで	3,140

5 第2種特定海洋生物資源知事管理努力量に関し実施すべき施策に関する事項

さわらの漁獲努力量については、瀬戸内海のさわらの採捕を目的とする流し網漁業及びはなつぎ網漁業の現在の許可隻数及び操業日数を上回らないように管理することとする。

6 その他海洋生物資源の保存及び管理に関する重要事項

- (1) 海洋生物資源の保存及び管理をより一層推進するために、より詳細かつ正確な資源状況の把握が必要であることから、漁獲情報を的確に把握するとともに資源に関する調査・研究の充実強化を更に進めることとする。
- (2) 第1種特定海洋生物資源のまあじ、まいわし、まさば及びごまさば並びにするめいかについては、同業者組織を通じ、より一層漁業者の資源管理意識を向上させることとする。
- (3) 第2種特定海洋生物資源のさわらについては、「兵庫県資源管理指針」に基づき、資源回復に向けた取組を推進するとともに、瀬戸内海広域漁業調整委員会指示による操業制限等の遵守について関係漁業者を指導することとする。
- (4) 配分のあった第1種及び第2種特定海洋生物資源以外の、まだい、かれい類、いかなごなどの本県の主要な魚種についても、漁業者自らの手による資源管理の推進について一層の啓発を行う。



海洋生物資源の保存及び管理に関する兵庫県計画の1の別に定めるくろまぐろについて

海洋生物資源の保存及び管理に関する兵庫県計画の1の別に定めるくろまぐろについてを、平成31年 4月 1日から次のとおり変更する。

平成31年 3月29日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

海洋生物資源の保存及び管理に関する兵庫県計画の1の別に定めるくろまぐろについて

第1 くろまぐろの保存及び管理に関する方針

- 1 本県において、くろまぐろは主に日本海における沿岸くろまぐろ漁業、定置網漁業により漁獲されている。
- 2 くろまぐろの保存及び管理を通じて、安定的で持続的な資源の利用を図るため、国の基本計画により決定された漁獲可能量のうち本県の知事管理量について本県の漁業の実態に応じた適切な管理措置を講ずることとする。
- 3 本県の知事管理量を適切に管理するため、くろまぐろの採捕の数量を的確に把握する必要があることから、採捕の数量の報告体制を整備し、適切な報告がなされるよう漁業者等の指導を行うものとする。併せて、知事管理量を超えるおそれがあるときは、この旨を直ちに公表するとともに、早期是正措置を講ずるものとする。
- 4 これらのほか、本県の知事管理量の遵守を図る観点から、漁業者協定等の締結を促進し、本県の管理措置と相まった漁業者による自主的な漁獲管理の取組を行うものとする。

第2 くろまぐろの漁獲可能量について兵庫県の知事管理量に関する事項

魚種	管理の対象となる期間	数量	左記のうち配分を留保する数量
くろまぐろ30キログラム未満の小型魚（以下「小型魚」という。）	第5管理期間	2.2トン	—
くろまぐろ30キログラム以上の大型魚（以下「大型魚」という。）	第5管理期間	8.7トン	5.0トン

なお、くろまぐろの漁獲可能量の対象となる採捕の数量が全国数量（我が国全体の小型魚又は大型魚の漁獲可能量のことをいう。以下同じ。）を超えるおそれが著しく大きいと認めて農林水産大臣が当該採捕の数量を公表した場合は、上表の本県の知事管理量が消化されていない場合であっても、その時点における本県の採捕の数量をもって、上表の本県の知事管理量とする。

第3 くろまぐろの知事管理量について、採捕の種類別、海域別又は期間別の数量に関する事項

- 1 第2に定める知事管理量について、採捕の種類別に定める数量は次のとおりである。

採捕の種類	小型魚	大型魚
沿岸くろまぐろ漁業の割当量	1.9トン	—
定置網漁業の割当量	0.3トン	1.7トン
その他の漁業の割当量	—	2.0トン

- 2 本県は、1に定める採捕の種類による採捕の数量が当該知事管理量を超えるおそれが著しく大きいと認める場合は、海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号。以下「法」という。）第10条第2項の規定に基づく採捕の停止等の命令を发出する。

第4 くろまぐろの知事管理量に関し実施すべき施策に関する事項

本県は、第2及び第3の1に示した知事管理量を遵守するため、県内の漁業者に対し、以下の管理措置を講ずる。

1 採捕数量の報告体制について

本県は、法第17条第3項の規定に基づき規則で定める報告のほか、関係漁業協同組合等に対し次のとおり報告を求め、漁獲状況を把握することとする。

また、本県におけるくろまぐろの採捕の数量が第2に定める知事管理量（留保を設定している場合は留保した数量を除く。）の7割を超えた後に、関係漁業協同組合等から1日0.3トンを超える採捕の数量の報告があった際は、速やかに国に一報の上、採捕の数量報告を行うものとする。

- (1) 沿岸くろまぐろ漁業

- ア 関係漁業協同組合は、くろまぐろの漁獲があった場合、漁獲があった日の翌日中に当該日の漁獲量を県に報告するものとする。
- イ 本県は、アの報告をとりまとめ、関係漁業協同組合に情報提供し、各漁業協同組合は、所属漁業者にその情報を周知するものとする。
- ウ 急激な採捕の数量の積み上がりに備え、各漁業協同組合は本所、支所ごとにおける沿岸くろまぐろ漁業の1日の漁獲量が0.1トンを超えた場合は、以下の体制により、速やかに本県に一報の上、採捕の数量報告を行うものとする。

漁業協同組合	本県
販売担当者は、各漁業協同組合の連絡担当者に連絡	<ul style="list-style-type: none"> ・漁業協同組合の連絡担当者は県但馬水産事務所に電話及びメールにより連絡 ・本県は送信者に受信した旨を連絡

- エ ウの報告があった場合、本県はただちに関係漁業協同組合へ連絡し、第2又は第3の1に定める数量の残枠が判明するまでは、新たな操業を自粛するよう指導するものとする。
- オ その他、必要に応じて本県は関係漁業協同組合に漁獲状況の報告を求めるものとする。

(2) 定置網漁業

定置網漁業においてくろまぐろの漁獲があったときは、関係漁業協同組合等はその都度速やかに本県に報告するものとする。

(3) その他の漁業

その他の漁業においてくろまぐろの混獲があったときは、関係漁業協同組合等はその都度速やかに本県に報告するものとする。

2 採捕の数量の公表等について

本県は法第8条第2項の規定に基づき、採捕の数量が第2又は第3の1に定める知事管理量を超えるおそれがあると認められる場合として、第2若しくは第3の1の数量の7割を超えており、又は超えるおそれがあると認めるときは、当該採捕の数量を公表するものとする。

3 早期是正措置等について

本県は2により採捕の数量を公表した後、当該公表に関わる採捕について、速やかに法第9条第2項の規定に基づく勧告を内容とする以下の早期是正措置を本県漁業者に対し講ずるものとする。

(1) 沿岸くろまぐろ漁業

操業の自粛を勧告する。

(2) 定置網漁業

全ての生存個体の再放流を勧告する。

(3) その他の漁業

全ての生存個体の再放流を勧告する。

4 その他の管理措置について

(1) 本県は管内の漁業者へ管理の取組を指導した場合は、管内の遊漁者及び遊漁船業者に対しても同様の指導を行うものとする。この場合、本県は国に当該指導内容を速やかに報告するものとする。

(2) プレジャーボート等を利用した採捕者に対しては、採捕の実態が必ずしも明らかでないことから、本県は国と協力しつつ、釣り団体の各ホームページ等を通じてくろまぐろの管理状況や漁業者の取組への理解と協力の呼びかけを行うものとする。

第5 その他くろまぐろの保存及び管理に関する重要事項

1 本県の採捕の数量が第2若しくは第3の1の知事管理量を超えており、又は超えるおそれが著しく大きいと認めるときは、法第10条第2項の規定に基づく採捕の停止等を命令する。

2 法第10条第2項の規定に基づき採捕の停止等の命令が出された際は、本県の水面を利用する遊漁者に対しても採捕の停止を命令する。



都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成31年 3月29日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
揖保郡太子町立岡字大町423番 1
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
揖保郡太子町東保517番地の 3
泰成建設株式会社 代表取締役 中 村 昭 則
- 3 許可年月日及び許可番号
平成31年 3月 4日
兵庫県指令中播（姫土）（建）第 1－17－2号（30太子）



都市計画法第36条第 3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第 1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成31年 3月29日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
神崎郡福崎町西田原字余蔭1426番 1の一部、1426番 2、1430番 3の一部
同 郡同 町西田原字辻ノ前1620番 1、1620番 6、1620番 7、1620番39、1620番40
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
神崎郡福崎町西田原1430番地 3
山 田 修 平
- 3 許可年月日及び許可番号
平成31年 3月 8日
兵庫県指令中播（姫土）（建）第 1－29号（30福崎）



都市計画法第36条第 3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第 1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成31年 3月29日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
たつの市揖保川町神戸北山字岸ノ下163番 6から 8まで
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
たつの市揖保川町神戸北山112番地 3
柏 原 正 具
- 3 許可年月日及び許可番号
平成31年 3月14日
兵庫県指令中播（姫土）（建）第 1－11－2号（30たつの）

教 育 委 員 会 告 示

兵庫県教育委員会告示第 3号

昭和49年兵庫県教育委員会告示第 3号（兵庫県教科用図書採択地区）の一部を次のように改正し、平成31年 5月 1日から施行する。

平成31年 3月29日

兵庫県教育委員会
教育長 西 上 三 鶴

表丹波の項中「篠山市」を「丹波篠山市」に改める。



兵庫県教育委員会告示第4号

文化財保護法（昭和25年法律第214号）第109条第1項の規定により、次の指定史跡名勝天然記念物が平成31年2月26日付けで名勝に指定されたので、兵庫県文化財保護条例（昭和39年兵庫県条例第58号）第32条第2項の規定により、兵庫県指定史跡名勝天然記念物の指定は解除された。

平成31年3月29日

兵庫県教育委員会
教育長 西 上 三 鶴

種 別	文化財の名称	数 量	所 在 地	所 有 者	指 定 年月日
史跡 名勝 天然 記念 物	旧益習館庭園	5,396.08㎡	洲本市山手3丁目17番1、17番2、703番5、703番10	洲本市	平成28年 3月15日

教 育 長 訓 令

兵庫県教育長訓令第1号

本 庁
地 方 機 関
県 立 学 校
教 育 機 関

教育財産等の取得、管理及び処分に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成31年3月29日

兵庫県教育長 西 上 三 鶴

教育財産等の取得、管理及び処分に関する規程の一部を改正する訓令

教育財産等の取得、管理及び処分に関する規程（昭和58年兵庫県教育長訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第28条第5項を削る。

第29条第5項を削る。

第30条第4項を削る。

様式第8号を次のように改める。

様式第8号 削除

附 則

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

公 安 委 員 会 告 示

兵庫県公安委員会告示第103号

指定講習機関に関する規則（平成2年国家公安委員会規則第1号）第14条第1項の規定に基づき申請された次の指定講習機関の特定講習の廃止を許可したので、同条第2項の規定により、次のとおり公示する。

平成31年3月29日

兵庫県公安委員会

委員長 豊 川 輝 久

1 指定講習機関の名称、所在地及び代表者の氏名

名 称	所 在 地	代表者の氏名
株式会社小野自動車教習所	小野市王子町806番地	小 林 武 彦

2 特定講習を行う事務所の名称

小野自動車教習所

3 特定講習の種別

普通二輪免許及び原付免許に係る初心運転者講習

4 廃止年月日

平成31年 3月31日